第108回ILO総会に出

職場における暴力・ハラスメントの根絶に関する条約・勧告を採択

雇用政策委員会国際労働部会長/三井化学参与、行力

び洋



会し、労働分野における法的拘束力のある条 各国の政府・労働者・使用者の代表が一堂に 〇加盟187カ国の最高意思決定機関であり 第108回ILO総会が6月10~21日の日 ジュネーブで開催された。総会はIL ドベージェフ首相など、多くの国家元首・行 を感じさせられた。 特に欧州におけるILOの位置付けの大きさ 政トップが代表演説を行うために出席した。 大統領、英国のメイ首相(当時)、ロシアのメ

程で、

根絶に関する条約ならびに勧告」討議「職場の暴力とハラスメント 「職場の暴力とハラスメント

国内法の整備を促す勧告案を審議・採

に補完された条約」が賛成多数で採択された。 柔軟とは評価しきれない内容となった「勧告 張したが、最終的には修正された文言も含め 約を批准できるような柔軟な内容にすべく主 の審議において、経団連としては、各国が条 回目の審議が行われ、今総会における2回目 定が中心的な議題であった。昨年の総会で1 スメント根絶に関する条約ならびに勧告の策 今回の総会では、職場における暴力とハラ

以下、その内容を概説する。

またはその脅威をいい、ジェンダーに基づく る一定の範囲の許容できない行為および慣行 引き起こす、もしくは引き起こす可能性があ な損害を目的とした、またはこれらの損害を わらず、身体的、精神的、性的または経済的 ト」は、単発であるか繰り返されるかにかか 暴力とハラスメントを含む。 「仕事の世界における暴力およびハラスメン

2 対象範囲

働者、ボランティア、仕事の応募者、個人と らず就労している人、インターンや見習いを しての使用者等である。公式・非公式経済、 含む訓練中の人、雇用契約が終了している労 により定義される雇用者、契約状況にかかわ 対象となるのは、国内法令および国内慣行

稿では、その模様を紹介する。

逢見直人連合会長代行とともに参加した。本 の高階恵美子厚生労働副大臣、労働者代表の 筆者は、日本の使用者代表として、政府代表 〇の活動指針となる成果文書を取りまとめる。 択する。また一般討議を通じて、今後のIL

ドイツのメルケル首相、フランスのマクロン 創設100周年を迎えた。それを記念して、 1919年に設立されたILOは、今年で

都市部・農村部にかかわらず、すべてのセク ターに適用される。

力およびハラスメントの防止および撤廃のた めの包括的で統合され、かつジェンダーに配 者団体と協議のうえ、仕事の世界における暴 ントも対象となる。 もしくは起因して生じる暴力およびハラスメ 連する社会活動中、 また、職場のみならず、出張中や仕事に関 ③基本原則 加盟国は、代表的な使用者団体および労働 仕事の過程で、またはそれに関連して、 使用者が提供する住居等

日本使用者代表として演説する筆者

従い採択する。

④(基本原則にのっとった)保護および防止

びハラスメントを含む、仕事における暴力お 置を講じることを求める法令を採択する。 対してその管理可能な程度に応じた適切な措 づくものも含む)を防止するため、使用者に おける暴力やハラスメント(ジェンダーに基 法令を採択する。各加盟国は、仕事の世界に よびハラスメントを定義し、禁止するための 各加盟国は、ジェンダーに基づく暴力およ

⑤救済・執行

慮したアプローチを各国の法律および状況に

行うための適当な措置を取らなければならな スティック・バイオレンスの影響の軽減等を 組みへの容易なアクセスの確保、関係する個 場合、適切かつ効果的な救済や紛争解決の仕 人のプライバシー保護、仕事の世界へのドメ 各加盟国は、暴力やハラスメントが生じた

⑥経団連の対応

規定も含めて整備できるものなのかという疑 求める内容を規定できるのか、その際の制裁 事業主のみならず労働者にも直接「禁止」を 沿った法制を考えた場合、わが国の労働法に る国内法の整備を求めるものである。条約に 方、本条約は、暴力とハラスメントを禁止す 立し、経団連も賛成の立場を取っている。一 置を義務付ける改正労働施策総合推進法が成 使用者に対して、パワーハラスメント防止措 日本では、2019年通常国会において、

> 約の具体的な対象や行為、範囲等の解釈もい 問を払拭することができなかった。また、条 企業実務の観点から現実的な対応であると判 条約・勧告よりも、国会で成立した改正法が 野に入れて検討した結果、経団連としては、 らないものと考えているが、条約の批准も視 経団連は、パワーハラスメントはあってはな 業が対応する際の懸念も残ったままとなった。 まだ広範となり得るものであり、具体的に企 条約・勧告ともに棄権した。

ことができること、また、「職場における暴 場から代表演説を行う機会を得た。演説では、 について、 イノベーションが実現してこそ、雇用創出が きる内容とすることが重要であるとの点に言 力とハラスメント根絶」に関する条約・勧告 行われ、ディーセント・ワークを実現させる 総会の場では例年同様、 柔軟で国内法との整合性が確保で 日本の使用者の立

日本政府主催セミナー

について講演した。 長が登壇し、同社の労使コミュニケーション 洋介人材開発部海外労政室海外労務グループ 府は社会対話をテーマとしたセミナーを6月 は、日本の使用者側から、トヨタ自動車の奥山 14日にジュネーブで開催した。本セミナーに ILO創設100周年を記念して、 日本政